



パートナーシップ通信

vol.13

男女共生係
☎ 32-1111
(内線245)
FAX 32-0110

パートナーシップ・フェスティバルを開催

男女共同参画社会推進を目的とした「第1回宇城市男女共同参画フェスティバル」が、11月23日、ウイングまつばせ文化ホールで開催され、約400人が参加しました。

オープニングは、老老介護を題材にした懇話会委員による啓発劇「男女(とも)に生きたい」。参加者の笑顔と拍手の中、「男女共同参画は家庭から」とアピールしました。

記念講演では、「女と男のいい関係」と題して、東京家政大学名誉教授の樋口恵子さんが高齢社会での男女共同参画社会の必要性について話しました。

また、トークタイムでは樋口さんと阿曾田清市長、江村

英子懇話会会長が意見交換を行いました。

☆参加者からのメッセージ
●男女共同参画の主旨が、ひとつ理解できずにいました。が、今日の講演で事の大事さが分かりました。

●今日この講演を聞いて、なんか勇気が出ました。元氣も出ました。もつと前向きに頑張っていけそうです。



懇話会委員による迫真の演技に、客席は大爆笑

町の案内人スタート記念 **ウォーキング大会参加者募集** **参加無料**

宇城市男女が共に輝く地域づくり事業の成果として開催します。コースは小川町商店街およびその周辺。終了後は「昼食会」「抽選会」もあります。ぜひご参加ください。

日時 平成18年1月22日(日) 午前10時～午後1時
集合時間・場所 午前9時45分 風の館・塩屋(小川町)
申込締切 平成18年1月17日(火) 募集人員 先着100人
問合せ先 人権啓発課男女共生係 ☎ 32-1111(内線245)

「女と男のいい関係」講演要旨

21世紀のキーワード
この10数年、雇用が劣化し、特に非正規雇用が多い女性は男性との賃金格差が開いている。しかし、4つのパートナーシップが進んでいることは良いことである。

第1番目が国と地方との対等なパートナーシップによる地方分権の政治。第2番目が住民参画による官と民との対等なパートナーシップ。第3番目が、対等な関係で支援する国際的なパートナーシップ。

そして第4番目が男性と女性との対等なパートナーシップで、改正男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法・DV防止法などの法律が整備された。

日本社会は長く官尊民卑・国尊地卑・男尊女卑だった。しかし、複雑に行き詰まっている21世紀を開拓するキーワードは、パートナーシップである。対等なまちづくりの流れにブレーキを踏むか、アクセルを踏むかが、私たち一人ひとりに問われている。



東京家政大学 樋口恵子名誉教授

日本の男女共同参画
「伝統」という錦の御旗に「昔は良かった」というノスタルジーが重なり、日本の男女共同参画は法整備の割に途上国よりも遅れている。しかし、男女共同参画は時代の流れ・国際的なルールとしても絶対に正しい。

人生100年時代を迎えて
今や、日本の人生は50年から100年に構造改革し、2050年には高齢者の比率が40パーセントになる。特に75歳以上の高齢者が増え、平均寿命も男性は81歳、女性は89歳に延びる。

つまり、4人に1人が65歳以上のおばあさん、10人に4人がおばあさんとおじいさんになる。

全ての道はローバ(ローヤ)に通ず
これら高齢者の、特に4人に1人になるおばあさんの経済・健康・社会貢献の在りさまは、21世紀半ばの日本を左右する。では、今のおばあさんの所得・年金で良いか？ 女性の雇用・賃金・社会保障の結果が、おばあさんの貧しさにつながっている。男女共同参画社会基本法前文に、男女共同参画社会が「我が国21世紀を決定する最重要課題」とある理由はここにある。

2050年に日本が輝かしい社会であるためには、一人ひとりが性差を超えて豊かに輝いていることが大切で、矛盾《社会を運営するのはほとんど男性、働く女性の7割が妊娠出産で退職するなど、男女共同参画が実現していない・性別役割分業の現状》から目をそらさず、おかしいことはおかしいと言っていく。

そのことを私は「老婆は一日にしてならず」「全ての道は老婆に通ず」と言っている。男性もやがて4割を形成する高齢者の一人なので、「全ての道は老翁(ろうや)に通ず」と思っていたいただきたい。



みんなで学ぼう じんけん

第1回 人権フェスタ in うまし

生涯学習課
人権教育係
☎ 33-1240
(内線332)

魅力ある宇城市へ。まずは「私」から発信

豊かな人権感覚を身に付け、すべての市民が「ここに生まれて良かった！」と思えるような地域社会を築き上げるために、11月から12月にかけて、豊野町・三角町・不知火町・松橋町で人権フェスタを開催しました。

本年度最後のフェスタが小川会場で開催されます。

期 日 平成18年1月22日(日)
場 所 小川総合文化センター・ラポート
日 程 12:30～ 開場
上巢林雨乞い太鼓保存会(予定)
13:00～ 開会
13:10～ 小川小学校生徒の発表
13:40～ 河江保育所園児の発表
14:00～ 記念講演(落語家「露の新治」さん)

児童・生徒の発表や落語家の露の新治さんの元氣が出る講演会があります。

また、児童・生徒の人権標語やポスターの展示コーナーに加え、高齢者・障害者疑似体験コーナーを設置。綿菓子やポップコーンのサービスもありますよ。

参加費無料ですので、お気軽にお越しください。

★賢く★
みんなの
年金学

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

問合せ先 熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500
市役所市民課国保年金係 ☎32-1111(内線153)

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人が加入することになっています。

自営業者、学生などは「第1号被保険者」に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に「第2号被保険者」に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。

また、国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病气やけがで障害が残ったときや18歳未満の子どもを残して父親が亡くなったときなどに年金を支給して、思いがけない人生の「万が一」もサポートします。

加入手続きは、第1号被保険者は市役所で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行うので、個別の手続きは必要ありません。

第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります(「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除(半額・全額)制度」)。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万が一のときに障害年金が受け取れないなど、思わぬ事態を招きますのでご注意ください。